

別表第 1 (第 2 条関係)

対象設備	要件
太陽光発電設備 (自家消費型)	<p>ア 助成対象事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。) に基づく固定価格買取制度 (FIT) の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。</p> <p>ウ 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給 (自己託送) を行わないものであること。</p> <p>エ 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」 (資源エネルギー庁) に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。</p> <p>オ 次の (a) 又は (b) のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合 (業務用: 50%、家庭用: 30%) 以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
蓄電池	<p>ア 宝塚市地域脱炭素移行・再エネ推進助成金で導入する太陽光設備の付帯設備であること。</p> <p>イ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>ウ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>エ 住宅用は、蓄電容量が 4,800Ah・セル相当の kWh 未満で、15.5 万円 / kWh (工事費込み・税抜き) の価格以下の蓄電システムであること。また、事業者用は、蓄電容量が 4,800Ah・セル相当の kWh 以上で、19.0 万円 / kWh (工事費込み・税抜き) の価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>オ 蓄電池パッケージ</p> <p>(a) 蓄電池部 (初期実効容量蓄電池部 (初期実効容量 1.0 kWh 以上) とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの</p>

であることであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

カ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。)

(b) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(W h)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この場合における出力の値は、製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にするこ

と。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(d) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

① 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

② アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ 蓄電池部安全基準

(a) J I S C 8 7 1 5 - 2の規格を満足すること。

ク 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(b) J I S C 4 4 1 2の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJ I S C 4 4 1 2適用の猶予期間中は、J I S C 4 4 1 2 - 1 若しくはJ I S C 4 4 1 2 - 2※の規格も可とする。

※「J I S C 4 4 1 2 - 2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

ケ 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(a) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

	<p>コ 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
Z E H	<p>ア 事業実施主体は、新築戸建住宅の建築主、又は新築戸建建売住宅(建売を前提に建築され、一度も登記されたことのない住宅をいう。)の購入予定者となる個人若しくは販売者となる法人とする。</p> <p>イ 交付対象は、事業実施主体が常時居住する住宅であり、専用住宅であること(ただし、住宅の一部に店舗等の非住居部分がある場合は、住居部分がZ E Hの要件を満たすこと。)(事業実施主体が新築戸建建売住宅の販売者となる法人の場合を除く。)</p> <p>ウ 導入する設備は環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(Z E H)化等支援事業)」の例を参考にすること。</p> <p>エ Z E Hのエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、環境省に対する必要な情報提供に協力すること。</p> <p>オ Z E Hロードマップにおける『Z E H』の定義(次の(a)から(d)までを全て満たすこと。)を満たしていること。</p> <p>(a) 住宅の外皮性能は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の地域区分毎に定められた強化外皮基準(U A値)が0.60以上であること。</p> <p>(b) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>(c) 太陽光発電設備等の再エネ発電設備を導入すること。(売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。)</p>

	<p>(d) 設計一次エネルギー消費量は、再エネ等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>カ 申請する住宅について、省エネルギー性能表示にて、『ZEH』であることを示す証書を取得すること。</p>
高効率照明機器	調光制御機能を有するLEDに限る（ただし、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置づけられた公共施設の照明、再エネ一体型屋外照明の場合はこの限りではない）。
高効率空調機器	従来の空調機器等に対して30%の省CO ₂ 効果が得られるもの
高効率給湯器	<p>ア CO₂を冷媒として使用する空気熱源方式のヒートポンプ給湯器で、JIS（日本工業規格）C9220に定める年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。</p> <p>イ アに定める設備又は次項アに定めるコージェネレーションシステムからの更新でないこと。</p>
コージェネレーションシステム	<p>ア 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。</p> <p>イ アに定める設備又は前項アに定める高効率給湯器からの更新でないこと。</p>